

広島県告示第七七七号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地域総合整備財団」を「財団法人地域総合整備財団」に改める。

第五条第五項中「地域経済活性化対策実施要綱（平成十五年四月二十一日付け総行自第五十七号総務事務次官通知）」に基づき選定された「地域経済活性化対策推進地域」又は特定地域経済活性化対策実施要綱（平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号総務事務次官通知）に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」を「特定地域経済活性化対策実施要綱（平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号総務事務次官通知）」に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」又は「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）に改める。

第十三条第五号中「、会社整理開始」を削る。

附則第二項中「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成二十年四月一日から適用する。